



事務連絡
平成27年4月21日

各政令市保健所長 様
各健康福祉事務所長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の
整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣
が指定する研修について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

医療法介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床検査技師等に関する法律の一部が改正され、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として検体採取（採取の具体的な内容については、通知を参照ください）を業として行うことが可能となりました。

これにより、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許をうけている者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日後に臨床検査技師の免許を受けた者が検体採取を行おうとするときは、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないこととなっておりますので、御了知ください。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵庫県医師会
兵庫県歯科医師会
兵庫県病院協会
兵庫県民間病院協会
兵庫県精神科病院協会
兵庫県臨床検査技師会